

高知県組合等施行区画整理事業費交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県組合等施行区画整理事業費交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付金)

第2条 県は、「社会資本整備総合交付金交付要綱について」（平成22年3月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知）別添「社会資本整備総合交付金交付要綱」第6の一のイの①又は口の①に規定する道路事業を構成する道路の新設又は改築を、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第3条の4第1項に規定する土地区画整理事業（以下「土地区画整理事業」という。）として行う法第3条第2項に規定する土地区画整理組合及び法第3条の3の地方住宅供給公社等（以下「組合等」という。）に対し、予算の範囲内において当該道路の新設又は改築に要すべき費用に充てるため交付金を交付する。

(交付対象事業)

第3条 前条に規定する交付金の交付の対象となる道路の新設又は改築（以下「交付対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てに該当しなければならない。

- (1) 「社会資本整備総合交付金交付要綱について」（平成22年3月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知）別添「社会資本整備総合交付金交付要綱」第6の一のイの①又は口の①に規定する道路事業の要件に該当すること。
- (2) 組合等が土地区画整理事業として行うものであること。

(交付対象経費)

第4条 第2条に規定する交付金の交付の対象となる経費は、土地区画整理補助

事業の執行について（平成15年5月27日付け国都市第67号）別紙第2「組合等区画整理補助事業実施要領」第7に定める補助対象の範囲に準ずるものとする。

（交付金の額）

第5条 交付金の額は、交付対象事業を用地買収方式により実施することとして積算した事業費の額とする。ただし、当該土地区画整理事業の総事業費から次に掲げるものを控除した額を限度とする。

- (1) 保留地処分金
- (2) 補助金
- (3) 公共施設管理者負担金その他これらに類するもの

（補助金等交付申請書）

第6条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとする。

（交付金の交付の条件）

第7条 交付金の交付の目的を達成するため、組合等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 交付対象事業の内容又は経費の配分の変更（国土交通省所管補助金交付規則（平成12年総理府建設省令第9号）で定める軽微なものを除く。）をしようとする場合は、別記第2号様式による交付金交付対象事業変更申請書を提出し、知事の承認を受けること。
- (2) 交付対象事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第3号様式による交付金交付対象事業中止（廃止）申請書を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 交付対象事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は遂行が困難となった場合においては、別記第4号様式による報告書により速やかに知事に報告し、指示を受けること。ただし、補助金の繰越しを伴わない場合であり、かつ、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日（補助金の繰越しがあった場合は、当該繰越しを伴う変更により定められた完了予定期日とする。）後6月以内である場合は、この限りでない。

- (4) 交付対象事業に係る経理について、その収支の状況を明らかにする証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を交付対象事業の完了の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (5) 交付対象事業の実施に当たっては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行われなければならないこと。
- (6) 別表に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としないこと、契約の相手方としないこと及び暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行われなければならないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、交付対象事業の遂行について知事が必要があると認める事項

(交付金の請求)

第8条 規則第14条ただし書の規定に基づき交付金の概算払又は前金払を受けようとするときは、別記第5号様式による概算(前金)払請求書に、別記第1号様式の2による事業総括表及び次に掲げる関係書類を添えて、正副2通を知事に提出しなければならない。

- (1) 請求計算書
- (2) 支出見込み調書
- (3) 交付金交付決定通知書の写し
- (4) 契約関係書類
- (5) 省略書

(状況報告)

第9条 規則第10条第1項の規定による報告は、会計年度各四半期(第4四半期を除く。)ごとに、当該期間経過後7日以内に別記第6号様式を提出しなければならない。

(補助事業等実績報告書等)

第10条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書は、別記第7号様式、別記第7号様式の2又は別記第7号様式の3によるものとし、交付対象事業の完了又

は終了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は会計年度の末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(情報の開示)

第11条 交付対象事業又は組合等に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求が知事に対してあった場合は、同条例第6条第1項に規定する非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

第12条 組合等は、交付対象事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和60年10月12日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年10月12日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年7月8日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年8月12日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年12月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月22日から施行する。

別表（第7条関係）

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

申請者 職 名
氏 名
生年月日

高知県組合等施行区画整理事業費交付金交付申請書

年度土地区画整理事業（社会資本整備総合交付金）について、交付金の交付を受けたいので、高知県補助金等交付規則第3条及び高知県組合等施行区画整理事業費交付金交付要綱第6条の規定により、別紙関係書類を添えて申請します。

〔添付書類〕

- 1 事業総括表（別記第1号様式の2）
- 2 収入支出予算書（抜粋）
- 3 設計書

第1号様式の2(第8条関係)

年度 土地区画整理事業総括表
(社会資本整備総合交付金)

事業主体名

(単位 円)

交付対象事業の目的及び内容				事業着手 及び完了 予定月日	経費の 使用方法	経費の配分							交付金額の算出方法					
箇所名 及び目的	事業認可 年月日及び 施行期間	工事施行 延長又は 面積	用地面積 及び物件 戸数等			工事費						事務費	合計	事業費	控除額	補助 基本額	補助率	交付金額
						本工事費	附帯 工事費	測量及び 試験費	用地費及 び補償費	換地諸費	計							

(注)

- 1 箇所名及び目的は、(例)〇〇区画整理のように記入してください。
- 2 事業認可年月日及び施行期間は、都市計画事業認可年月日及び認可の施行期間を記入してください。
- 3 経費の使用方法は、本工事費について請負直営の別を記入してください。

第2号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

申請者 職 名
氏 名
生年月日

高知県組合等施行区画整理事業費交付金交付対象事業変更申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号をも
って交付金の交付の決定通知を受けました 年度土地区画整理
事業（社会資本整備総合交付金）の変更をしたいので、高知県組合等
施行区画整理事業費交付金交付要綱第7条第1号の規定により別紙関
係書類を添えて申請します。

〔添付書類〕

- 1 事業総括表（第1号様式の2）
- 2 収入支出予算書（抜粋）
- 3 設計書

（注）変更前を上段に括弧書きで記入し、変更後を下段に記入してく
ださい。

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

申請者 職 名
氏 名
生年月日

高知県組合等施行区画整理事業費交付金
交付対象事業中止（廃止）申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号をも
って交付金の交付の決定通知を受けました 年度土地区画整理
事業（社会資本整備総合交付金）について、中止（廃止）の承認を受
けたいので、高知県組合等施行区画整理事業費交付金交付要綱第7条
第2号の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 理由

2 今後の処置

[関係書類]

交付金受入調書

事業主体名

(単位 円)

交付金交付決定状況	交付決定又は 変更の年月日	事業 金額	事業 金額	事業 金額	事業 金額	計	摘要
	合計						

交付金受入状況	交付金受入 年月日	事業 金額	事業 金額	事業 金額	事業 金額	計	摘要
	合計						

第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

申請者 職 名
氏 名
生年月日

報 告 書

年 月 日付け高知県指令 第 号をも
って交付金の交付の決定通知を受けました 年度土地区画整理
事業（社会資本整備総合交付金）について、予定期間内に完了しない事
遂行が困難な
由が生じたので、下記により報告します。

記

1 理由

2 今後の処置

第5号様式（第8条関係）

高知県組合等施行区画整理事業費交付金概算（前金）払請求書

金 円

上記 年度 高知県組合等施行区画整理
事業費交付金（決定通知番号高知県指令 第 前金
を交付されますよう請求します。 第 概算 号）

記

交付金交付決定額	円
既 交 付 額	円
今 回 請 求 額	円
差 引 残 額	円

年 月 日

高知県知事 様

申請者 職 名
氏 名
生年月日

(関係書類)

その1

請求計算書

(単位 円)

事項又は 工事箇所	交付限度額 A	左に対する 交付金額 B	概算(前金)額				備考
			支出(見込)額 C	左に対する 交付金額 D	前回までの 受入額 E	差引今回 受入額 F(D-E)	
	()						
	()						
	()						
	()						
	()						
	()						
計	()						

(注) 交付限度額欄の上段括弧内に全体の事業費を記入してください。

その2

支出（見込み）調書

（単位 円）

事項又は 工事箇所	事業費	費目別内訳		支出（見込）額		備 考
		費 目	金 額			
				%		

上記のとおり支出（見込み）であることを認めます。

年 月 日

検査員 職 氏 名

その3

省 略 書

省略する証拠書類	提出年月日	添付した書類名	備 考

上記書類は、提出済みであるので省略します。

年 月 日

申請者 職 名
氏 名
生年月日

第6号様式(第9条関係)

年度 土地区画整理事業(社会資本整備総合交付金)

契約支出状況調

事業主体名 (単位 千円) 年 /4半期分

工事 箇所	区分	事業費	契 約 済 額			支 出 済 額			備 考
			前 期 までの 累 計	本 期 分	本 期 までの 累 計	前 期 までの 累 計	本 期 分	本 期 までの 累 計	
	工事費								
	事務費								
	計								
	工事費								
	事務費								
	計								
	工事費								
	事務費								
	計								
計	工事費								
	事務費								
	計								

年 月 日

申請者 職 名
氏 名
生年月日

第7号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

申請者 職 名
氏 名
生年月日

年度高知県組合等施行区画整理事業費交付金
完了実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号をもって
交付金の交付の決定通知を受けました事業が完了しましたので、高
知県組合等施行区画整理事業費交付金交付要綱第10条の規定により、
別紙関係書類を添えて報告します。

（添付書類）

- 1 事業総括表（別記第1号様式の2）
- 2 収入支出決算（見込み）書（抜粋）
- 3 契約関係書類等
- 4 設計書
- 5 備品精算調書
- 6 発生物件清算調書

（注） 添付書類1、2及び4については、最終交付決定額を上段に
括弧書きし、精算額を下段に記入してください。

第7号様式の2（第10条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

申請者 職 名
氏 名
生年月日

年度高知県組合等施行区画整理事業費交付金
廃止実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号をもって
交付金の交付の決定を受け、年 月 日付け高知県指
令 第 号で廃止の承認を受けました事業について、高知
県組合等施行区画整理事業費交付要綱第10条の規定により、別紙関係
書類を添えて報告します。

（添付書類）

- 1 事業総括表（別記第1号様式の2）
- 2 収入支出決算（見込み）書（抜粋）
- 3 契約関係書類等
- 4 設計書
- 5 備品清算調書
- 6 発生物件清算調書

（注） 添付書類1、2及び4については、最終交付決定額を上段に括弧書きし、清算額を下段に記入してください。

第7号様式の3（第10条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

申請者 職 名
氏 名
生年月日

年度高知県組合等施行区画整理事業費交付金
年度終了実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号をも
って交付金の交付の決定通知を受けました事業の 年度におけ
る実績について、高知県組合等施行区画整理事業費交付金交付要綱第1
0条の規定により、別紙関係書類を添えて報告します。

[関係書類]

年 度 土地区画整理事業（社会資本整備総合交付金）年度終了実績報告書

事業主体名

(単位 円)

交付決定の内容			年度内遂行実績				翌年度繰越額			事業実績期間			
事項又は 工事箇所	事業費 A	交付金額	事業費支払実績				事業 進捗率	交付金 受入額	事業費 C	交付金額 C/A	着 手 年 月 日	完了予定 年 月 日	備 考
			支払済額	支払義務額	計 B	B/A							
							%						

(注) A、B及びC欄は、上段に括弧書きで全体額を記入し、下段に補助基本額を記入してください。

[添付書類5]

備 品 精 算 調 書

事業主体名

(単位 円)

取得 年度	品名及び規格	取 得 価 格			耐用 年数	使用 年数	残 存 率	残 存 価 格	継続使用分 (保管場所)	精算納付分 (納付金額)	摘 要
		数量	単 価	金 額							

(注) 取得価格50万円以上で残存価格10万円以上のものを記入してください。

[添付書類6]

発生物件精算調書

事業主体名

(単位 円)

品名	形状 及び 寸法	数量	売却又は評価額		処分費用	精算額	摘要
			単価	金額			

(注) この表は、発生物件がある場合に添付してください。